

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

青年部企画による夏季学習交流集会開催



8月23日(土)から24日(日)まで、笠間市で青年部の小林さん(鹿島養護分会)と寺門さん(つくば養護分会)が企画・運営を担当し「茨高教組夏季学習交流集会」が開催された。

青年ユニオン山田さんの講演

1日目の講演は、「〈貧困〉と〈労働基準法以下の労働条件の拡大〉に対抗する運動を」がテーマで、講師は首都圏青年ユニオン書記次長の山田真吾さん。山田さんの話は「首都圏青年ユニオン」の活動の紹介が中心だったが、ここ1年で、貧困と労働基準法以下の労働実態がますます拡大していることが具体的な事実をあげて紹介された。

「残業代・深夜割増の未払い」「有給休暇なし」「社会保険・雇用保険未加入」が違法の三点セットだという。そうした中で、「辞めるなら損害賠償を請求する」「代わり人間を見付けるまで辞めさせない」と脅され、辞めた

くても辞めたいと言い出せなくなっている青年が多いという。

「青年ユニオン」では、憲法28条や労働基準法に基づいて違法状態を問題にし、労働組合法で保障された団体交渉権を活用した社会運動を推進し、労働条件の改善を実現しているという。「青年ユニオン」は請負型の活動としないで、参加型の運動を重視し、要求書も組合員自身が作成するそうだ。

高校生のアルバイト問題にも触れ、高校生のアルバイトが違法状態にあることが多いことを問題にされた。山田さんからは、「高校生が雇用契約書を雇用主からもらう必要があるが、『学校の先生から雇用契約書をもらってきて言われたから雇用契約書を書き下さい』と言うと、出されやすくなる」などの話があった。

機械的に「高校生のアルバイトは禁止」ではなく、働くルールの学習の機会と学校がとらえ、アルバイト高校生を一人の労働

者として支援していくことが学校に求められていることがよく分かった。

交流会での討議

交流会は、「『困っている子』についてともに考えよう」がテーマで、最初に障害児学校高等部における指導事例が報告された。

一般中学から入学した女子生徒が障害児学校になじめず、「この学校には“夢”が持てなくなる」と言って、タバコを吸い、髪を赤くするなどの行動をとった。報告は、その生徒の声をじっくり聞き取る指導の中で、少しずつ信頼関係を高めていったというものである。

質疑、交流の中で、中学時代から不登校や発達障害、怠学などから基礎学力を身につけられなかった子どもたちが、中学校卒業後の進路先を、①定員割れした普通高校、②私立の通信制高校、③障害児学校高等部から選択しているという話が出された。

また、7月に行われた茨城労連などが中心になった共同運動の県交渉で、義務教育課から「ここ数年、毎年小中学校の特別支援教室が70~80学級増え続けている」との文書回答があったことが報告された。「増え続けている」子どもたちの教育の中身とともに、子どもたちの居場所づくりが最大の課題であり、高校統廃合の持つ問題の大きさが話し合われた。 ☺



全障研茨城大会 2000人に感動と勇気!

2009年夏、筑波大学で“奇跡”が起きた。

全国障害者問題研究会の全国大会が、8月8日(土)、9日(日)の両日、全国から2000人の参加者(支える人は400人)で開催された。保守王国、茨城の地であって歴史的な事業だった。

全体会では、娘の障がいに対して受ける支援を「利益」として、お金を支払う自立支援法に対して起こした訴訟の話。ハンセン病により受けた過酷な差別の中でなおも「人生に絶望はない」と生き抜いた話。

コミュニケーションは人権、と提起する盲ろう者の記念講演。文化行事では、茨城の仲間が、

ユニバーサル・ソーランの踊りや歌を披露した。会場は、感動に包まれひとつになった。

2日目の分科会は50に分かれ、乳幼児期から高齢期まで、教育・福祉・労働の全分野にわたり、現状と課題が深められた。レポートは145本、茨城からは42本を用意した。こうして大会は、成功に終わった。

だが、その裏には、多くの「大会を支える人」がいた。聴覚障害者のための手話通訳や要約筆記。車椅子利用者のためのサポーター。親の参加を保障するための保育ボランティアや看護師さん。障害児学校部は、広範囲に協力者を募って、障がい児の保

育に取り組んだ。青年部のメンバーは、知的障がいのある仲間とバスハイクに出かけた。

速報も作った。分科会でのレポート報告も良かった。だが、なにより大変な仕事は道案内だった。つくば駅、駐車場、大学構内での案内は、暑い中での仕事。この最も大変な仕事を担ったのが、労働組合の人たちだ。ほんとうに頭が下がる。

こうした多くの「大会を支える人」がいて、感動の全体会と、学び勇気が出る分科会を作り上げることができた。

今、心から感謝の気持ちを伝えたい。(全障研大会準備事務局 船橋秀彦) ☺

必修〈道徳〉は生徒の道徳性の発達をうながすか？（第 20 回）

天皇制についての誤解に基づく「日本会議」の主張

「六千人の命のビザ」——杉原千畝評価におけるナショナリズムとシオニズム (5)

1940 年夏、在リトアニア日本領事館の杉原千畝は、外務大臣の職務命令（訓令）に反して、ドイツ第三帝国占領下のポーランドから脱出したユダヤ人たちに対し数千通の日本通過ビザを発給した。国粋主義団体「日本会議」は、この杉原の行為は大日本帝国の「八紘一宇」の国是に従ったものに過ぎない、という解釈を提起している。茨城県教育委員会は「日本会議」の提起にしたがって、未亡人杉原幸子の著書からの恣意的抜萃により教材「六千人の命のビザ」を作成し、「生徒用テキスト」に収録した。

§ 3

杉原千畝と八紘一宇
(つづき)

命令への不服従は許されるか？

「日本会議」における「杉原ビザ」解釈の中心人物のひとり、上杉千年が引用する M・トケイヤーの記事には、内容上の一層深刻な矛盾がある。

トケイヤーによれば、杉原千畝は戦後になって、ビザ発給は外務大臣の訓令には反するが天皇の意思には合致する、と発言したことになる。直近の権威への反抗を、至上の権威への服従によって正当化する。これは、さまざまな場面でよく使われる論法である。妥当な場合もあるが、あらゆる場合に通用するものでもない。恣意的にいつでもどんな場合にでも濫用される論法だともいえる。

この論理それ自体は抽象的であり、あらゆる場合に行為の正当化の論拠にすることはできない。直近の権威への反抗を、至上の権威への服従によって正当

化する論法が妥当するか否かは、そのつどの事例ごとに具体的な検討が必要である。この事例では、大日本帝国においてこの論法が成り立つ余地があったかどうかを検討しなければならない。

軍人勅諭における上官の命令

大日本帝国の軍人の場合、どうだろうか。

「下級のものは上官の命を承ることは実は直に朕か命を承る義なりと心得よ」

天皇が与えた「軍人勅諭」（1882〔明治 15〕年）の一節である。大日本帝国軍隊にあっては、上官から命令されるということは、直接天皇から命令されているということである。上官の命令は、すなわち天皇の命令なのである。上官への絶対的服従が要求されるのであり、そこには留保条件は一切ない。

上官の命令には逆らったが天皇には服従しているという理屈は、いかなる場合であっても、決して成り立たない。

杉原千畝は、1920（大正 9）年 12 月 10 日から 1922（大正

11）年 3 月 31 日まで、志願兵として大日本帝国陸軍に在籍した。杉原は当然、上官の命令すなわち天皇の命令という大日本帝国の論理を熟知していたはずである。

官吏服務規律における職務命令

大日本帝国の官吏の場合はどうだろうか。

「第一条 凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各其職務ヲ盡スヘシ」（官吏服務規律、明治 20 年 7 月 30 日勅令第 39 号）

日本国憲法のもとでの国家公務員が「全体の奉仕者」（国家公務員法第 1 条）であるのとは異なり、大日本帝国の官吏は、天皇と、天皇が樹立した国家に対し服従することが求められる。

「第二條 官吏ハ其職務ニ付本屬長官ノ命令ヲ遵守スヘシ但其命令ニ對シ意見ヲ述ルコトヲ得」

本属長官すなわち上司の職務命令は遵守しなければならない。「意見」を述べることはできるが、

「意見」が聞き届けられないからといって、その職務命令に従わないことは許されない。

軍人勅諭のように、上官の命令はすなわち天皇の命令であるというような直接的な条文ではない。しかし、この官吏服務規律は「勅令」すなわち天皇の大権により発せられた命令である。上司の職務命令に服従しなかった場合、それは同時に官吏服務規律第 2 条違反にあたる。官吏服務規律第 2 条に違反するということは、天皇の命令に服従しないということである。

上司の職務命令にしたがわず、個人的な判断で職務上の行為をおこなったとしても天皇の意思には合致する、などという理屈が成り立つ余地はない。

軍人であれ、文官であれ、上官・上司の命令への不服従は、天皇への反逆を意味する。上官・上司への抗命が天皇への忠誠のゆえに許されるということは、論理的にありえない。直近の権威への反抗を、至上の権威への服従によって正当化する論理は、他の場合ならともかく、天皇制のもとでは成り立つ余地がないのである。この論理は自己矛盾的であり、反 - 天皇制的である。

この自己矛盾のかつ反天皇制的発言が、杉原千畝のものである可能性は、さまざまな観点からみて低い。トケイヤーのいうとおりの発言を杉原千畝がおこなったとは信じがたい。

天皇の判断を推測すること

この論理には、さらに重大な問題がある。

天皇ならばこのように判断したであろうなどとあれこれ考えること、そして実際に天皇自身に聞いてみたわけでもないのに、臣民である者が自分で出した結論を天皇の判断だと断定する。臣民である者の推量にすぎない内容を、神である天皇の意思と称して行動する。これは、天皇に対する態度としては到底許されない発想である。天皇制そのものを根底から否定する態度であって、当時こんなことを広言すれば、「不敬」な言動であるとして処罰されたに違いない。

今でも「もし、〇〇さんが生きていれば、賛成してくれたと思います。」というようなことを言う人がいる。ある程度までなら許されるだろうが、度が過ぎれば傲慢であり聞き苦しい。

相手が天皇であっては、決して成り立たない論法であり、天皇主義者であれば絶対に許されない発想である。

天皇制を誤解する「日本会議」

「日本会議」は、大日本帝国とその政治的軍事的行動を全面的に肯定する。「日本会議」は、その信念をみずから抱くだけでなく、他人（特に茨城県の高校生）に対しても、それを受容するよう求めて活動している。

上杉千年は、「日本会議」のメンバーとして、杉原千畝解釈を「修正」することにより、天皇制国家である大日本帝国の行為の全面的正当化をおこなっているつもりである。その一環として、上杉千年は M・トケイヤーの雑誌記事を引用し、従来の「杉原

ビザ」解釈の転換を成し遂げようとした。

上杉千年は、「杉原ビザ」は大日本帝国政府の方針に反した個人的決断ではなく、天皇の意思に忠実に従った外交官杉原千畝の行為だとする解釈の、唯一の根拠として、このトケイヤーの報告を引用した。上杉が「修正」の根拠として持ち出したトケイヤーの報告内容は、裏付けもなく信用性に欠けるだけではなく、反 - 天皇制的なものであった。

トケイヤー自身、その反 - 天皇制的性格について理解していないようである。しかし、しょせんは、外国人（アメリカのユダヤ人）の無理解というだけの話である。だが、「日本会議」で「歴史修正主義」普及活動に携わってきた中心人物の上杉千年が、それを無批判に引用してしまっただけではことは重大である。

杉原千畝は訓令には違反したが大日本帝国の国是には従った、ということにすれば、歴史の「修正」はうまくいくと思ったのだろう。しかしこの解決自体が形式的にも内容的にも天皇制の論理に背反する。上杉千年ら「日本会議」メンバーは天皇制を擁護しているつもりで、じつは天皇と天皇制を軽んずる考え方、天皇と天皇制に反する思想を正当化し、わざわざ紹介していることになる。

このようなことは、学校における「道徳」教育に介入し、とりわけ「愛国心」教育の重要性を力説している人たちとしては、なんとも不都合なことである。

（§ 3 おわり / 以下次号）